

人事委員会報

第93号

令和3年度

宮城県人事委員会

目 次

[令和3年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	10
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	14

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	15
第1表 令和3年度職員採用試験（定例試験）の概要	18
第2表 職員採用試験実施状況	20
第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成24年度以降）	23
第4表 令和3年度職員採用選考考査実施状況	25
第5表 令和3年度採用・転任選考承認状況	27
第6表 令和3年度職員採用状況	28
第7表 令和3年度昇任選考実施状況	29
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	30
3 公平審査事務	39
4 公平委員会受託事務	41
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	41
6 職員団体等関係事務	42
7 勤務時間等関係事務	45
8 労働基準監督関係事務	46
（参考）新型コロナウイルス感染症関係の対応	52



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	53
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	千葉裕一	平成30年7月13日	平成30年7月18日 委員長就任
委員 (委員長代理)	佐藤裕一	平成13年7月11日	
委員	秋田次郎	平成27年7月14日	

2 会議の開催状況

令和3年度の人事委員会会議は第1640回から第1661回まで22回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総括

年月 区分	令和3年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年	2月	3月	計	
	4月									1月				
開催回数	1	1	1	1	3	4	3	1	2	1	2	2	22	
議事事項数	議案	4	3	1	1	5	1	1	4	5	1	8	23	57
	審理	1	3	3	0	5	3	5	2	5	2	3	1	33
	協議	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	2	8
	報告	2	4	1	1	5	6	3	1	0	2	1	1	27
	その他	0	3	2	1	0	6	4	0	3	0	0	1	20
計	7	13	7	3	15	18	13	7	13	5	16	28	145	

(2) 付議内容別議事事項

		議案	審理	協議	報告	その他	計
総務関係	条例意見						
	規則等の制定改廃	3					3
	その他				2		2
	小計	3			2		5
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求	1					1
	審査請求	2	33	6	1		42
	勤務時間・休暇関係	1					1
	条例意見	3					3
	規則等の制定改廃	14					14
	その他	1			4		5
	小計	22	33	6	5		66
任用関係	採用	14			5	13	32
	昇任				1		1
	条例意見						
	規則等の制定改廃	1					1
	その他	1					1
	小計	16			6	13	35
給与関係	報告・勧告	1		2	8	2	13
	条例意見	2					2
	規則等の制定改廃	12					12
	その他	1			6	5	12
	小計	16		2	14	7	39
合計		57	33	8	27	20	145

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1640	3. 4. 14 (水)	<p>(議 案)</p> <p>1 第 72 回宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について</p> <p>2 宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の実施について</p> <p>3 第 72 回宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度) 及び第 79 回宮城県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施について</p> <p>4 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 1 号事案について (第 3 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 令和 3 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>② 令和 2 年度職員採用試験実施結果について</p>
1641	3. 5. 13 (木)	<p>(議 案)</p> <p>5 人事委員会規則 7-14 (期末手当) の一部改正について</p> <p>6 人事委員会規則 7-15 (勤勉手当) の一部改正について</p> <p>7 人事委員会規則 8-7 (職員の育児休業等に関する規則) の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 2 号事案について (第 4 回審理)</p> <p>② 令和 2 年 (審) 第 3 号事案について (第 3 回審理)</p> <p>③ 令和 2 年 (審) 第 4 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 選考考査 (前期日程) の概要について</p> <p>② 令和 3 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>③ 令和 2 年度における苦情相談の状況について</p> <p>④ 労働基準監督機関としての職権行使の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和 3 年度警察官 A 採用試験の実施状況等について</p> <p>② 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について</p> <p>③ 公務労組連絡会等からの要請について</p>

回数	開催年月日	議 事
1642	3. 6. 17 (木)	<p>(議 案)</p> <p>8 職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等の職務専念義務の免除について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第5回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第3号事案について(第4回審理)</p> <p>③ 令和2年(審)第4号事案について(第2回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 不利益処分に関する審査請求の取下げについて(令和2年(審)第1号事案)</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和3年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について</p> <p>② 令和3年度警察官A採用試験の実施状況等について</p>
1643	3. 7. 7 (水)	<p>(議 案)</p> <p>9 宮城県警察官(警察官A)採用候補者名簿の確定について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 第92号(令和2年度)人事委員会報について</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和3年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施状況等について</p>
1644	3. 8. 3 (火)	<p>(議 案)</p> <p>10 職員団体の登録の取消しについて</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第6回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第3号事案について(第5回審理)</p> <p>③ 令和2年(審)第4号事案について(第3回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p>
1645	3. 8. 18 (水)	<p>(議 案)</p> <p>11 人事委員会規則2—8(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)の一部改正等について</p> <p>12 人事委員会規則8—5(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部改正について</p> <p>13 人事委員会規則8—6(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部改正について</p> <p>14 宮城県職員(大学卒業程度)採用候補者名簿の確定について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 選考考査(後期日程)の概要について</p> <p>② 令和3年人事院勧告について</p>

回数	開催年月日	議 事
1646	3. 8. 30 (月)	<p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第7回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第4号事案について(第4回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について</p> <p>② 令和3年職員給与実態調査結果について</p>
1647	3. 9. 6 (月)	<p>(報 告)</p> <p>① 選考考査(障害者)の概要について</p> <p>② 令和3年職種別民間給与実態調査結果について</p> <p>③ 令和3年標準生計費・労働経済指標について</p> <p>④ 令和3年公民給与較差について</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和3年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)の概要について</p> <p>② 公務公共サービス労働組合協議会からの要請について</p> <p>③ 公務労組連絡会等からの要請について</p> <p>④ 令和3年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の申込状況について</p> <p>⑤ 令和3年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の申込状況について</p> <p>⑥ 令和3年度警察官採用試験の申込状況について</p>
1648	3. 9. 13 (月)	<p>(協 議)</p> <p>① 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告(案)について</p>
1649	3. 9. 17 (金)	<p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第8回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告(案)について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県三者共闘会議からの要請について</p> <p>② 東北公務員共闘協議会等からの要請について</p>
1650	3. 9. 24 (金)	<p>(議 案)</p> <p>15 令和3年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第9回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第3号事案について(第6回審理)</p>

回数	開催年月日	議 事
1651	3.10.7(木)	<p>(議 案)</p> <p>16 令和3年度昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給号俸数について (審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第10回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第4号事案について(第5回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和3年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施状況等について</p> <p>② 令和3年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施状況等について</p> <p>③ 令和3年度警察官採用試験の実施状況等について</p>
1652	3.10.11(月)	<p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第11回審理)</p>
1653	3.10.29(金)	<p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第12回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第3号事案について(第7回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 苦情相談の状況について</p> <p>② 労働基準監督機関としての職権行使の状況について</p> <p>③ 人事行政の運営等の状況の公表について</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和3年全国人事委員会勧告の状況について</p>
1654	3.11.17(水)	<p>(議 案)</p> <p>17 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>18 宮城県職員(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)採用候補者名簿の確定について</p> <p>19 宮城県職員(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度)採用候補者名簿の確定について</p> <p>20 宮城県警察官(警察官A及び警察官B)採用候補者名簿の確定について (審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第13回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第4号事案について(第6回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 人事委員会勧告の取扱い及び職員団体との交渉結果について</p>

回数	開催年月日	議 事
1655	3.12.6 (月)	<p>(議 案)</p> <p>21 人事委員会規則7-0 (給料等の支給)の一部改正について</p> <p>22 人事委員会規則7-1 (寒冷地手当)の一部改正について</p> <p>23 令和4年度宮城県警察官採用試験の実施について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第14回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第3号事案について(第8回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の申込状況について</p>
1656	3.12.23 (木)	<p>(議 案)</p> <p>24 人事委員会規則8-5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則)の一部改正について</p> <p>25 人事委員会規則8-6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則)の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第15回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第3号事案について(第9回審理)</p> <p>③ 令和2年(審)第4号事案について(第7回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施状況について</p> <p>② 選考考査(障害者)の実施結果について</p>
1657	4.1.24 (月)	<p>(議 案)</p> <p>26 宮城県職員(就職氷河期世代対象)採用候補者名簿の確定について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第16回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第3号事案について(第10回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査(選考考査)の実施結果について</p> <p>② 公務非正規女性全国ネットワークからの要望について</p>
1658	4.2.4 (金)	<p>(議 案)</p> <p>27 令和4年度宮城県職員採用試験の実施について</p> <p>28 第105回及び第106回警察官A採用試験並びに第107回警察官B採用試験の実施について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第4号事案について(第8回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 令和2年(審)第2号事案について(第1回協議)</p> <p>② 令和2年(審)第3号事案について(第1回協議)</p>

回数	開催年月日	議 事
1659	4. 2. 18 (金)	<p>(議 案)</p> <p>29 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>30 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>31 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>32 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>33 人事委員会規則 7—39 (へき地手当等) の一部改正等について</p> <p>34 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 2 号事案について (第 1 7 回審理)</p> <p>② 令和 2 年 (審) 第 3 号事案について (第 1 1 回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 2 号事案について (第 2 回協議)</p> <p>② 令和 2 年 (審) 第 3 号事案について (第 2 回協議)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 令和 3 年度給与の支払監理について</p>
1660	4. 3. 8 (火)	<p>(議 案)</p> <p>35 人事委員会規則 2—4 (聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則) の一部改正について</p> <p>36 人事委員会規則 7—2 0 (退職手当の支給) の一部改正について</p> <p>37 人事委員会規則 7—1 3 6 (人事委員会による意見陳述の機会) の一部改正について</p> <p>38 人事委員会規則 1 0—0 (勤務条件に関する措置の要求に関する規則) の一部改正について</p> <p>39 人事委員会規則 1 0—1 (不利益処分についての審査請求に関する規則) の一部改正について</p> <p>40 人事委員会規則 1 0—2 (公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則) の一部改正について</p> <p>41 人事委員会規則 1 1—3 (職員団体の登録に関する条例施行規則) の一部改正について</p> <p>42 人事委員会規則 2—0 (人事委員会議事規則) の一部改正について</p> <p>43 職員安全衛生管理規程の一部改正について</p> <p>44 人事委員会規則 1 2—1 (公益的法人等への職員の派遣等に関する規則) の一部改正について</p> <p>45 職員の勤務延長期限の延長の承認について</p> <p>(協 議)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 2 号事案について (第 3 回協議)</p> <p>② 令和 2 年 (審) 第 3 号事案について (第 3 回協議)</p>

回数	開催年月日	議 事
		<p>(報 告)</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について (その他)</p> <p>① 公務労組連絡会等からの要請について</p>
1661	4. 3. 23 (水)	<p>(議 案)</p> <p>46 人事委員会規則 7—1 (寒冷地手当) の一部改正について</p> <p>47 人事委員会規則 7—2 (特殊勤務手当) の一部改正について</p> <p>48 人事委員会規則 7—1 8 (管理職手当) の一部改正について</p> <p>49 人事委員会規則 7—3 3 (初任給, 昇格, 昇給等の基準) の一部改正について</p> <p>50 人事委員会規則 7—5 3 (地域手当) の一部改正について</p> <p>51 人事委員会規則 8—6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>52 人事委員会規則 8—7 (職員の育児休業等に関する規則) の一部改正について</p> <p>53 人事委員会規則 1 1—1 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>54 人事委員会規則 1 1—2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>55 職員の任用に関する選考について</p> <p>56 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>57 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 4 号事案について (第 9 回審理)</p>

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

令和 3 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
人事委員会議 事規則 (2-0)	4. 3. 8	4. 3. 15	人事委員会会議の開催方法及び議事録に関する規定の改正	4. 4. 1
行政手続等に おける情報通 信の技術の利 用に関する規 則(2-8)	3. 8. 18	3. 8. 20	引用している情報通信技術を活用した行政の 推進等に関する条例の改正に伴う所要の改正	3. 9. 1
職員安全衛生 管理規程	4. 3. 8	4. 3. 31	県手続に関する押印の見直しに伴う押印の廃 止及び事務の効率化のための改正	4. 4. 1

（公平審査・勤務条件関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
聴聞及び弁明 の機会の付与 に関する規則 (2-4)	4. 3. 8	4. 3. 15	県手続に関する押印の見直しに伴う押印の廃 止のための改正	4. 4. 1
人事委員会に よる意見陳述 の機会 (7-136)	4. 3. 8	4. 3. 15	県手続に関する押印の見直しに伴う押印の廃 止のための改正	4. 4. 1
職員の勤務時 間、休暇等に関 する規則 (8-5)	3. 8. 18	3. 8. 20	令和 3 年に限り、任命権者が認める職員につ いて夏季休暇を 10 月まで取得可能とする規定 の新設	3. 8. 20
	3. 12. 23	3. 12. 24	特別休暇のうち、不妊治療等を受ける場合に おける規定の一部改正	4. 1. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8—6)	3.8.18	3.8.20	令和3年に限り、任命権者が認める職員について夏季休暇を10月まで取得可能とする規定の新設	3.8.20
	3.12.23	3.12.24	特別休暇のうち、不妊治療等を受ける場合における規定の一部改正	4.1.1
	4.3.23	4.3.25	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う職員に時間外勤務命令を行うことができる時間数の上限についての規定の新設	4.4.1
職員の育児休業等に関する規則(8—7)	4.3.23	4.3.25	職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う所要の改正	4.4.1
勤務条件に関する措置の要求に関する規則(10—0)	4.3.8	4.3.15	県手続に関する押印の見直しに伴う押印の廃止のための改正	4.4.1
不利益処分についての審査請求に関する規則(10—1)	4.3.8	4.3.15	県手続に関する押印の見直しに伴う押印の廃止のための改正	4.4.1
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則 (10—2)	4.3.8	4.3.15	県手続に関する押印の見直しに伴う押印の廃止のための改正	4.4.1
管理職員等の範囲を定める規則(11—1)	4.3.23	4.3.29	組織改編等に伴う別表第1及び別表第2の一部改正	4.4.1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公平委員会の 事務委託地方 公共団体の管 理職員等の範 囲を定める規則 (11-2)	4.3.23	4.3.29	受託団体の組織改編に伴う別表第1の一部改正	4.4.1
職員団体の登 録に関する条例 施行規則 (11-3)	4.3.8	4.3.15	県手続に関する押印の見直しに伴う押印の廃止のための改正	4.4.1

(任用関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公益的法人等 への職員の派 遣等に関する 規則(12-1)	4.3.8	4.3.29	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正に伴う所要の改正	4.4.1

(給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
給料等の支給 (7-0)	3.12.6	3.12.10	第5条の2 給与条例の一部改正により、勤務一時間当たりの給与額の算定基礎において寒冷地手当が追加されたことに伴う改正	4.4.1
寒冷地手当 (7-1)	3.12.6	3.12.10	別表(第2条関係) 林業技術総合センターの所在地変更に伴う改正	3.12.10
	4.3.23	4.3.31	別表(第2条関係) 小学校の廃校に伴う改正	4.4.1
特殊勤務手当 (7-2)	4.3.23	4.3.25	第8条 支給対象所属の変更に伴う改正 第9条 加算措置対象作業の追加に伴う改正	4.4.1
期末手当 (7-14)	3.5.13	3.5.14	第5条 研究職給料表適用職員(1級)が共同研究等のため休職した場合の休職期間の取扱いの改正	3.5.14

規則等の名称	制 定 改 廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
勤勉手当 (7—15)	3.5.13	3.5.14	第5条 研究職給料表適用職員(1級)が共同研究等のため休職した場合の休職期間の取扱いの改正	3.5.14
管理職手当 (7—18)	4.3.23	4.3.31	別表第1(第1条関係) 組織改編に伴う改正	4.4.1
退職手当の支給 (7—20)	4.3.8	4.3.15	県手続に関する押印の見直しに伴う押印の廃止等のための改正 第3条 退職手当関係書類の任命権者への進達に係る取扱いの改正	4.4.1
初任給, 昇格, 昇給等の基準 (7—33)	4.3.23	4.3.24	別表第1 職の新設に伴う級別標準職務表(第3条関係)の改正	4.3.25 4.4.1
へき地手当等 (7—39)	4.2.18	4.2.25	別表 へき地学校等の指定の見直しに伴う改正	4.4.1
地域手当 (7—53)	4.3.23	4.3.31	別表(第2条, 第3条関係) 支給対象地域の追加に伴う改正	4.4.1
職員の育児休業 等に関する規則 (8—7)	3.5.13	3.5.14	第4条 研究職給料表適用職員(1級)が共同研究等のため休職した場合の休職期間の取扱いの改正	3.5.14

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、令和3年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見申出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
3.11.24	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する報告」に沿って期末手当について所要の改正を行うとともに、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を見直すものであり、適当と認めます。	3.11.25 制定 3.11.30 公布 4.4.1 等施行
4.2.18	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、本県職員のサービス宣誓の際に署名押印等を不要とする所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.3.18 制定 4.3.25 公布 4.4.1 施行
4.2.18	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の改正に準じ、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.3.18 制定 4.3.25 公布 4.4.1 施行
4.2.18	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、防疫等作業手当における加算措置等を講じるため所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.3.18 制定 4.3.25 公布 4.4.1 等施行
4.2.18	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）に準じ、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.3.18 制定 4.3.25 公布 4.4.1 施行

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」(人事委員会規則4-0。以下「規則」という。)を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

令和3年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

令和3年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表(1)のとおりである。

平成元年度以降の本県の職員採用試験申込者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、一時、増加に転じていた。近年では民間企業等の活発な採用動向等を背景に、再び減少傾向にあり、令和3年度の申込者数は、前年度に比べ196人減の1,419人となった。

警察官採用試験は、令和3年度から、受験上限年齢の引き上げを行ったものの、申込者総数は、前年度に比べ180人減の827人となった。

平成26年度から実施している民間企業職務経験者(土木職)を対象とした採用試験については、前年度に比べ3人増の21人の申込があった。

令和2年度から実施している就職氷河期世代を対象とした職員採用試験については、前年度に比べ271人減の894人の申込があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込サービスを実施(大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。)しており、平成30年度から受験申込は原則として電子申請により行うこととしている。令和3年度における電子申請による申込者の割合は、職員採用試験が91.2%、警察官採用試験が64.9%となっている。

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政、少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木等14職種、計16職種であり、申込者数739人、受験者数557人となり、前年度に比べて申込者数では10.4%下回り、受験者数は10.6%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の95.3%、最終合格者の98.4%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築1職種、計3職

種で、申込者数が 245 人、受験者数が 172 人となり、前年度に比べて申込者数では 8.9% 下回り、受験者数は 4.2% 上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ 78.5%、95.0%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務 1 職種、技術系が総合土木等 5 職種、計 6 職種であり、申込者数は 435 人、受験者数は 392 人となり、前年度に比べて申込者数では 16.5% 下回り、受験者数は 17.1% 下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合は、それぞれ 2.8%、2.5%であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官 A (男性/一般) [大学卒業者]、警察官 A (男性/武道指導) [大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者]、警察官 A (女性/一般) [大学卒業者]、警察官 A (女性/武道指導) [大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者]、警察官 B (男性) [大学卒業者以外] 及び、警察官 B (女性) [大学卒業者以外] の 6 職種であり、申込者数は 827 人、受験者数は 708 人となり、前年度に比べて申込者数では 17.9% 下回り、受験者数は 7.7% 下回った。

○ 民間企業等職務経験者採用試験

平成 26 年度から実施している民間企業職務経験者（土木職）を対象とした採用試験では、申込者数は 21 人、受験者数は 19 人となり、前年度に比べて申込者数では 16.7% 上回り、受験者数は 35.7% 上回った。

○ 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験

実施した職種は、事務系が一般事務、学校事務及び警察事務の 3 職種、技術系が土木 1 職種、計 4 職種であり、申込者数は 894 人、受験者数は 687 人となり、前年度に比べて申込者数では 23.3% 下回り、受験者数は 25.1% 下回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第 2 に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験（選考考査）を実施し、優秀な人材の確保に努めている。令和 3 年度の選考考査の実施状況は第 4 表のとおりで、獣医師等 24 職種、受考者 156 人に対し 47 人の適格者を決定している。

また、規則第 30 条による採用（転任を含む。）選考承認状況は、第 5 表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

令和 3 年度の職員の採用者数は第 6 表のとおり 400 人であり、このうち 330 人（82.5%）が

競争試験による採用であり、70人（17.5%）が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている（規則第28条第2項）。

任命権者の請求に基づく本委員会における令和3年度昇任選考実施状況は第7表のとおりであり、被選考者総数194人のうち、一般職員等が164人（84.5%）、警察官が30人（15.5%）となっている。

なお、課長補佐（警部）以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している（規則第41条第1項）。

第1表 令和3年度職員採用試験（定例試験）の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
大学卒業程度	行政 55人程度 少年警察補導員 3人程度 総合土木 25人程度 建築 3人程度 農業 3人程度 水産 3人程度 林業 10人程度 電気 5人程度 機械 5人程度 畜産 5人程度 園芸 10人程度 農芸化学 5人程度 福祉 3人程度 心理 15人程度 保健師 2人程度 管理栄養士	「保健師以外の職種」 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人〔21歳～35歳〕 平成12年4月2日以降に生まれた人で次に該当する人 (1)学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和4年3月までに卒業する見込みの人 (2)人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	5月7日（金）～ 5月28日（金）	第一次	6月20日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市 東京都 大阪府	7月1日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分（「保健師」及び「管理栄養士」を除く。）			
				第二次	7月16日（金）	その1	論文試験	時間 120分（「行政」及び「少年警察補導員」以外の職種は80分）	仙台市	8月19日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
							身体検査	職務を行うのに必要な身体についての検査（「少年警察補導員」に限る。）		
	7月19日（月）～ 7月30日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市					
資格調査		受験資格の有無，受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								
短期大学卒業程度	学校事務 10人程度 警察事務 10人程度 建築 1人程度	平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人〔20歳～29歳〕	8月6日（金）～ 8月27日（金）	第一次	9月26日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月7日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分			
				第二次	10月25日（月）	その1	論文試験	時間 80分	仙台市	11月18日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
							11月1日（月）～ 11月4日（木）	その2		
資格調査		受験資格の有無，受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								
高等学校卒業程度	事務（一般事務） 45人程度 （学校事務） 25人程度 （警察事務） 10人程度 総合土木 10人程度 水産 1人程度 林業 2人程度 電気 2人程度 機械 2人程度 ※事務については，第3志望まで選択できる。	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人〔18歳～21歳〕	8月6日（金）～ 8月27日（金）	第一次	9月26日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月7日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 100分（「総合土木」，「電気」及び「機械」に限る。） 短答式 10題 時間 100分（「水産」及び「林業」に限る。）			
				第二次	10月25日（月）	その1	作文試験	時間 60分	仙台市	11月18日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
							10月26日（火）～ 10月28日（木）	その2		
資格調査		受験資格の有無，受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験					合格発表
				試験の実施時期		試験の種目	内 容 等	試験地	
警 察 官 A (1 回 目)	警察官 A (男性/一般) 55人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和4年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人〔～35歳〕	3月18日(木)～ 4月16日(金)	第一次	5月9日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 150分	名取市 大和町	5月20日 (木)
	実技試験					武道(柔道又は剣道)についての実技試験(警察官A(男性/武道指導・女性/武道指導)に限る。)			
	論文試験					時間 80分 (第2次試験として評価)			
	第二次			6月8日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	7月9日 (金)
6月9日(水)～ 6月11日(金)	その2	身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査						
		人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)						
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査					
※ 埼玉、千葉、神奈川各県及び警視庁(東京都)の警察官A(男性/一般)の採用試験が共同で実施され、4都県合わせて12人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 A (2 回 目)	警察官 A (男性/一般) 10人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和4年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人〔～35歳〕	7月21日(水)～ 8月20日(金)	第一次	9月19日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	9月30日 (木)
	論文試験					時間 80分 (第2次試験として評価)			
	第二次			10月12日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月18日 (木)
						身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
	10月13日(水)～ 10月15日(金)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)					
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査					
※ 埼玉、千葉、神奈川各県及び警視庁(東京都)の警察官A(男性/一般)の採用試験が共同で実施され、4都県合わせて18人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 B	警察官 B (男性) 45人程度	昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和4年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人を除く。〔18歳～35歳〕	7月21日(水)～ 8月20日(金)	第一次	9月19日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	9月30日 (木)
	作文試験					時間 60分 (第2次試験として評価)			
	第二次			10月12日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月18日 (木)
						身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
	10月13日(水)～ 10月15日(金)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)					
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査					
※ 埼玉、千葉、神奈川各県及び警視庁(東京都)の警察官B(男性)の採用試験が共同で実施され、4都県合わせて18人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

(注) 1 受験資格の欄の年齢は、令和4年4月1日現在の満年齢である。
2 大学卒業程度試験の「福祉」にあつては、社会福祉法第19条第1項各号に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和4年3月31日までに取得見込みの人に限定する。
3 「保健師」にあつては、保健師の資格を有する人又は令和4年4月30日までに取得見込みの人に限定する。
4 「管理栄養士」にあつては、管理栄養士の資格を有する人又は令和4年6月30日までに取得見込みの人に限定する。
5 「警察官A(男性/武道指導)」及び「警察官A(女性/武道指導)」にあつては、柔道3段(大学卒業見込みの人に限り2段を含む。)以上あるいは剣道4段(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)以上に限定する。

第2表 職員採用試験実施状況

(1) 定例試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
事務系	行政	2 566 人	418 人	73.9 %	184 人	173 人	89 人	4.7 倍	69 人	20 人
		3 509	373	73.3	163	134	72	5.2	55	17
	少年警察補導員	2 15	12	80.0	6	5	3	4.0	1	2
		3 10	6	60.0	1	1	1	6.0	1	0
小計		2 581	430	74.0	190	178	92	4.7	70	22
		3 519	379	73.0	164	135	73	5.2	56	17
大卒	総合土木	2 42	26	61.9	17	17	9	2.9	6	3
		3 26	18	69.2	14	13	8	2.3	5	3
	建築	2 14	12	85.7	8	8	5	2.4	4	1
		3 14	13	92.9	7	7	2	6.5	2	0
	農業	2 27	22	81.5	18	17	12	1.8	11	1
		3 12	10	83.3	8	7	3	3.3	3	0
	水産	2 19	16	84.2	12	11	7	2.3	6	1
		3 16	7	43.8	4	4	3	2.3	3	0
	林業	2 10	8	80.0	4	4	4	2.0	2	2
		3 16	14	87.5	7	7	6	2.3	5	1
	電気	2 -	-	-	-	-	-	-	-	-
		3 6	5	83.3	3	2	1	5.0	1	0
	機械	2 -	-	-	-	-	-	-	-	-
		3 11	9	81.8	4	3	0	-	-	-
	畜産	2 11	10	90.9	9	8	5	2.0	5	0
		3 7	7	100.0	6	5	2	3.5	2	0
	園芸	2 7	5	71.4	4	4	4	1.3	3	1
		3 18	17	94.4	11	10	9	1.9	9	0
	農芸化学	2 12	9	75.0	7	6	4	2.3	3	1
		3 14	11	78.6	6	5	4	2.8	4	0
福祉	2 30	23	76.7	12	12	4	5.8	4	0	
	3 19	15	78.9	1	1	1	15.0	1	0	
心理	2 15	14	93.3	9	8	5	2.8	3	2	
	3 14	10	71.4	5	5	2	5.0	2	0	
保健師	2 15	12	80.0	12	11	8	1.5	7	1	
	3 16	16	100.0	16	14	10	1.6	8	2	
管栄養士	2 42	36	85.7	4	4	2	18.0	1	1	
	3 31	26	83.9	6	6	2	13.0	2	0	
小計		2 244	193	79.1	116	110	69	2.8	55	14
		3 220	178	80.9	98	89	53	3.4	47	6
合計		2 825	623	75.5	306	288	161	3.9	125	36
		3 739	557	75.4	262	224	126	4.4	103	23

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
短期 大学 卒業 程度	事 務 系	学校事務	2 127 人	71 人	55.9 %	30 人	23 人	12 人	5.9 倍	8 人	4 人
		3	145	99	68.3	30	25	10	9.9	7	3
	警察事務	2 125	84	67.2	21	20	11	7.6	9	2	
		3	99	73	73.7	29	26	10	7.3	9	1
	小計	2 252	155	61.5	51	43	23	6.7	17	6	
		3	244	172	70.5	59	51	20	8.6	16	4
	技 術 系	建 築	2 4	1	25.0	0	-	-	-	-	-
			3	1	0	-	-	-	-	-	-
		機 械	2 5	3	60.0	2	1	1	3.0	1	0
			3	-	-	-	-	-	-	-	-
電 気	2 8	6	75.0	5	4	1	6.0	1	0		
	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	2 17	10	58.8	7	5	2	9	2	0		
	3	1	0	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	2 269	165	61.3	58	48	25	6.6	19	6		
	3	245	172	70.2	59	51	20	8.6	16	4	
高 等 学 校 卒 業 程 度	事 務 系	事 務	2 486	443	91.2	122	115	65	6.8	51	14
		3	400	360	90.0	123	120	64	5.6	45	19
	内 務 系	一 般 事 務	2 368	335	91.0	96	90	52(1)	-	41	11
			3	258	229	88.8	83	81	40(0)	-	29
		学 校 事 務	2 54	49	90.7	17	16	9(0)	-	8	1
			3	71	68	95.8	30	29	15(1)	-	11
	認 知 事 務	2 64	59	92.2	9	9	4(0)	-	2	2	
		3	71	63	88.7	10	10	9(4)	-	5	4
	小計	2 486	443	91.2	122	115	65	6.8	51	14	
		3	400	360	90.0	123	120	64	5.6	45	19
	技 術 系	総 合 土 木	2 28	24	85.7	17	15	11	2.2	8	3
			3	25	22	88.0	17	16	14	1.6	11
		水 産	2 3	3	100.0	2	2	2	1.5	2	0
			3	4	4	100.0	2	2	2	2.0	1
林 業		2 4	3	75.0	1	0	0	-	-	-	
		3	1	1	100.0	1	1	0	-	-	-
電 気		2 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	1	1	100.0	1	1	0	-	-	-	
機 械	2 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3	4	4	100.0	2	2	1	4.0	1	0	
小計	2 35	30	85.7	20	17	13	2.3	10	3		
	3	35	32	91.4	23	22	17	1.9	13	4	
合 計	2 521	473	90.8	142	132	78	6.1	61	17		
	3	435	392	90.1	146	142	81	4.8	58	23	

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
警察官	警察官 A (男性/一般) (第1回)	2	323 人	276 人	85.4 %	212 人	194 人	87 人	3.2 倍	54 人	33 人
		3	322	287	89.1	210	184	82	3.5	55	27
	警察官 A (男性/一般) (第2回)	2	204	99	48.5	46	46	7	14.1	6	1
		3	105	78	74.3	40	36	10	7.8	9	1
	警察官 A (男性/武道指導)	2	5	5	100.0	2	2	1	5.0	1	0
		3	3	3	100.0	2	2	2	1.5	2	0
	警察官 B (男性)	2	251	223	88.8	160	153	57	3.9	48	9
		3	207	177	85.5	127	125	55	3.2	51	4
	警察官 A (女性/一般) (第1回)	2	85	65	76.5	35	30	13	5.0	9	4
		3	79	68	86.1	32	28	12	5.7	9	3
警察官 A (女性/一般) (第2回)	2	53	23	43.4	8	8	2	11.5	1	1	
	3	32	23	71.9	8	7	2	11.5	1	1	
警察官 A (女性/武道指導)	2	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1	0	
	3	3	3	100.0	2	2	2	1.5	2	0	
警察官 B (女性)	2	85	75	88.2	32	32	10	7.5	8	2	
	3	76	69	90.8	34	32	13	5.3	13	0	
合計	2	1,007	767	76.2	496	466	178	4.3	128	50	
	3	827	708	85.6	455	416	178	4.0	142	36	
総計	2	2,622	2,028	77.3	1,002	934	442	4.6	333	109	
	3	2,246	1,829	81.4	922	833	405	4.5	319	86	

注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。
2 令和3年度に係る選択結果は、令和4年5月1日現在のものである。

(2) 民間企業等職務経験者採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
大卒程度 (職務経験者) 土木	2	18 人	14 人	77.8 %	7 人	6 人	5 人	2.8 倍	5 人	0 人
	3	21	19	90.5	5	5	5	3.8	5	0

注) 令和3年度に係る選択結果は、令和4年5月1日現在のものである。

(3) 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
就職氷河期世代対象	一般事務	2	823 人	638 人	77.5 %	28 人	26 人	7 人	91.1 倍	6 人	1 人
		3	581	438	75.4	23	22	9	48.7	9	0
	学校事務	2	195	158	81.0	7	7	2	79.0	2	0
		3	152	125	82.2	7	7	2	62.5	1	1
	警察事務	2	123	103	83.7	15	15	3	34.3	3	0
		3	144	110	76.4	17	15	3	36.7	3	0
	小計	2	1,141	899	78.8	50	48	12	74.9	11	1
		3	877	673	76.7	47	44	14	48.1	13	1
	技術系 土木	2	24	18	75.0	10	10	5	3.6	4	1
		3	17	14	82.4	10	9	4	3.5	3	1
合計	2	1,165	917	78.7	60	58	17	53.9	15	2	
	3	894	687	76.8	57	53	18	38.2	16	2	

注) 令和3年度に係る選択結果は、令和4年5月1日現在のものである。

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成24年度以降）

事 項	年 度	平成						令和			
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
大学卒業程度	(人)	(1,188)	(1,086)	(1,059)	(903)	(875)	(683)	(627)	(572)	(581)	(519)
	申込者数	1,771	1,508	1,358	1,231	1,195	904	846	747	825	739
	(人)	(862)	(778)	(777)	(679)	(660)	(505)	(478)	(428)	(430)	(379)
	受験者数	1,285	1,089	1,005	944	911	689	647	566	623	557
	(人)	(106)	(60)	(87)	(70)	(76)	(52)	(68)	(66)	(92)	(73)
合格者数	214	149	135	129	140	110	123	114	161	126	
(倍)	(8.1)	(13.0)	(8.9)	(9.7)	(8.7)	(9.7)	(7)	(6.5)	(4.7)	(5.2)	
競争率	6.0	7.3	7.4	7.3	6.5	6.3	5.3	5.0	3.9	4.4	
(人)	(86)	(43)	(76)	(60)	(61)	(45)	(50)	(45)	(70)	(56)	
採用者数	183	116	118	111	116	91	93	87	125	103	
短期大学卒業程度	(人)	(528)	(462)	(300)	(295)	(285)	(241)	(351)	(249)	(252)	(244)
	申込者数	580	473	315	313	298	252	375	264	269	245
	(人)	(366)	(336)	(222)	(206)	(197)	(173)	(251)	(176)	(155)	(172)
	受験者数	409	344	235	220	208	179	267	187	165	172
	(人)	(38)	(21)	(25)	(27)	(29)	(28)	(33)	(25)	(23)	(20)
合格者数	52	24	29	33	34	29	36	27	25	20	
(倍)	(9.6)	(16.0)	(8.9)	(7.6)	(6.8)	(6.2)	(8)	(7.0)	(6.7)	(8.6)	
競争率	7.9	14.3	8.1	6.7	6.1	6.2	7.4	6.9	6.6	8.6	
(人)	(32)	(18)	(21)	(19)	(24)	(24)	(30)	(24)	(17)	(16)	
採用者数	46	20	25	24	29	25	32	26	19	16	
高等学校卒業程度	(人)	(590)	(524)	(497)	(469)	(526)	(508)	(527)	(498)	(486)	(400)
	申込者数	629	561	525	506	569	535	563	533	521	435
	(人)	(511)	(470)	(450)	(427)	(495)	(463)	(494)	(466)	(443)	(360)
	受験者数	548	507	477	464	537	490	530	499	473	392
	(人)	(98)	(45)	(65)	(60)	(68)	(59)	(95)	(63)	(65)	(64)
合格者数	113	60	77	75	84	71	108	79	78	81	
(倍)	(5.2)	(10.4)	(6.9)	(7.1)	(7.3)	(7.8)	(5)	(7.4)	(6.8)	(5.6)	
競争率	4.8	8.5	6.2	6.2	6.4	6.9	4.9	6.3	6.1	4.8	
(人)	(82)	(35)	(42)	(35)	(49)	(36)	(72)	(48)	(51)	(45)	
採用者数	96	48	50	44	64	46	81	60	61	58	
小計	(人)	(2,306)	(2,072)	(1,856)	(1,667)	(1,686)	(1,432)	(1,505)	(1,319)	(1,319)	(1,163)
	申込者数	2,980	2,542	2,198	2,050	2,062	1,691	1,784	1,544	1,615	1,419
	(人)	(1,739)	(1,584)	(1,449)	(1,312)	(1,352)	(1,141)	(1,223)	(1,070)	(1,028)	(911)
	受験者数	2,242	1,940	1,717	1,628	1,656	1,358	1,444	1,252	1,261	1,121
	(人)	(242)	(126)	(177)	(157)	(173)	(139)	(196)	(154)	(180)	(157)
合格者数	379	233	241	237	258	210	267	220	264	227	
(倍)	(7.2)	(12.6)	(8.2)	(8.4)	(7.8)	(8.2)	(6)	(6.9)	(5.7)	(5.8)	
競争率	5.9	8.3	7.1	6.9	6.4	6.5	5.4	5.7	4.8	4.9	
(人)	(200)	(96)	(139)	(114)	(134)	(105)	(152)	(117)	(138)	(117)	
採用者数	325	184	193	179	209	162	206	173	205	177	

事 項	年 度	平成						令和			
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
警 察 官	(人) 申 込 者 数	1,916	1,584	1,358	1,177	1,077	944	893	919	1,007	827
	(人) 受 験 者 数	1,577	1,343	1,124	1,006	893	796	767	809	767	708
	(人) 合 格 者 数	267	214	244	188	211	190	160	163	178	178
	(倍) 競 争 率	5.9	6.3	4.6	5.4	4.2	4.2	4.8	5.0	4.3	4.0
	(人) 採 用 者 数	215	172	198	153	162	158	123	124	128	142
合 計	(人) 申 込 者 数	4,896	4,126	3,556	3,227	3,139	2,635	2,677	2,463	2,622	2,246
	(人) 受 験 者 数	3,819	3,283	2,841	2,634	2,549	2,154	2,211	2,061	2,028	1,829
	(人) 合 格 者 数	646	447	485	425	469	400	427	383	442	405
	(倍) 競 争 率	5.9	7.3	5.9	6.2	5.4	5.4	5.2	5.4	4.6	4.5
	(人) 採 用 者 数	(200)	(96)	(139)	(114)	(134)	(105)	(152)	(117)	(138)	(117)
		540	356	391	332	371	320	329	297	333	319

注) ()内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 令和3年度職員採用選考考査実施状況

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
獣 医 師 (第 1 回)	13	9	6	1.5	3. 7. 13~14 -
薬 剤 師 (第 1 回)	13	9	7	1.3	3. 7. 13~14 -
原 子 核 工 学	1	1	1	-	3. 6. 20 (一次) 3. 7. 13 (二次)
社 会 福 祉 士	10	10	6	1.7	3. 6. 20 (一次) 3. 7. 13~14 (二次)
研 究 員 (電 気 電 子 系)	6	5	0	-	3. 6. 20 (一次) 3. 7. 13 (二次)
学 芸 員 (美 術)	23	20	1	20.0	3. 6. 20 (一次) 3. 7. 13 (二次)
学 芸 員 (美 術 ・ 経 験 者)	5	5	0	-	3. 6. 20 (一次) 3. 7. 13 (二次)
学 芸 員 (民 俗 学)	13	13	1	13.0	3. 6. 20 (一次) 3. 7. 13~14 (二次)
学 芸 員 (考 古 学)	10	9	1	9.0	3. 6. 20 (一次) 3. 7. 13~14 (二次)
学 芸 員 (保 存 科 学)	8	8	1	8.0	3. 6. 20 (一次) 3. 7. 13~14 (二次)
心 理 カ ウ ン セ ラ ー	7	6	2	3.0	3. 6. 20 (一次) 3. 7. 13 (二次)
獣 医 師 (第 2 回)	5	5	2	2.5	3. 10. 20 -
薬 剤 師 (第 2 回)	5	3	2	1.5	3. 10. 20 -
職 業 訓 練 指 導 員 (塗 装)	1	1	1	1.0	3. 9. 26 (一次) 3. 10. 20 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (広 告 美 術)	0	-	-	-	3. 9. 26 (一次) 3. 10. 20 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (自 動 車 整 備)	2	2	1	2.0	3. 9. 26 (一次) 3. 10. 20 (二次)
埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員	10	7	3	2.3	3. 9. 26 (一次) 3. 10. 20 (二次)
海 技 従 事 者 (航 海 士 ・ 船 長 候 補 者)	0	-	-	-	3. 9. 26 (一次) 3. 10. 20 (二次)
海 技 従 事 者 (通 信 士)	2	2	0	-	3. 9. 26 (一次) 3. 10. 20 (二次)
サ イ バ ー 捜 査 官	2	2	2	1.0	3. 9. 19 (一次) 3. 10. 15 (二次)
警 察 官 (再 採 用)	6	6	1	6.0	3. 9. 19 (一次) 3. 10. 15 (二次)
自 動 車 整 備 士	2	2	2	1.0	3. 9. 26 (一次) 3. 10. 20 (二次)
警 察 用 船 舶 職 員 (機 関 士)	3	3	1	3.0	3. 9. 26 (一次) 3. 10. 20 (二次)

区	分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
障 害 者 対 象 (一般事務/大学卒業程度)		人 13	人 12	人 3	倍 4.0	3. 10. 31 (一次) 3. 12. 2 (二次)
障 害 者 対 象 (学校事務・警察事務/短期大学卒業程度)		3	2	1	2.0	3. 10. 31 (一次) 3. 12. 2 (二次)
障 害 者 対 象 (一般事務・学校事務/高等学校卒業程度)		14	14	2	7.0	3. 10. 31 (一次) 3. 12. 2 (二次)
計		177	156	47	3.3	

第5表 令和3年度採用・転任選考承認状況

区分	職種又は職名	任命権者					計 (人)	
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)		
採用	獣 医 師	3					3	
	薬 剤 師	8					8	
	原 子 核 工 学	1					1	
	社 会 福 祉 士	6					6	
	学 芸 員 (美 術)		1				1	
	学 芸 員 (民 俗 学)		1				1	
	学 芸 員 (考 古 学)		1				1	
	学 芸 員 (保 存 科 学)		1				1	
	心 理 カ ウ ン セ ラ ー			2			2	
	医 師	2					2	
	職 業 訓 練 指 導 員 (塗 装)	1					1	
	職 業 訓 練 指 導 員 (自 動 車 整 備)	1					1	
	埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員		2				2	
	サ イ バ ー 捜 査 官			2			2	
	警 察 官 (再 採 用)			1			1	
	自 動 車 整 備 士			2			2	
	警 察 用 船 舶 職 員 (機 関 士)			1			1	
	事 務 (障 害 者)	5		1			6	
	任 期 付 職 員	育 休 代 替 (獣 医 師)	1					1
	人事交流等	部 長 級						0
副 部 長 級		1					1	
課 長 級		2	2	2			6	
補 佐 級							0	
係 長 (主 任 主 査) 級				5			5	
主 事 ・ 技 師 級		2					2	
小 計		33	8	16	0	0	57	
転任	部 長 級						0	
	副 部 長 級						0	
	課 長 級	3	11				14	
	補 佐 級	3	10	1			14	
	係 長 (主 任 主 査) 級	7	6				13	
	主 事 ・ 技 師 級	1	1				2	
	小 計	14	28	1	0	0	43	
計		47	36	17	0	0	100	

第6表 令和3年度職員採用状況（R3.4.1～R4.3.31）

区 分		令 2 年 競 試 合 格	和 度 争 争 験 者	採 用 者	全 者 採 用 に る 合 割	採 用 者 の 任 命 権 者 別 内 訳						
						知 事	教 育			警 察	企 業	そ の 他
							教 育 庁 立 校 小 学 中 校	教 育 庁 立 校	小 学 中 校			
競 争 試 験	事 務 系	大 卒 程 度	人 92	人 67 (4)	% 16.8	人 66 (4)	人	人	人 1	人	人	
		短大卒程度	23	17	4.3		8		9			
		高 卒 程 度	65	48	12	38	8		2			
		小 計	180	132 (4)	33	104 (4)	16		12			
	技 術 系	大 卒 程 度	69	49 (1)	12.3	49 (1)						
		短大卒程度	2	2	0.5	2						
		高 卒 程 度	13	10	2.5	10						
		小 計	84	61 (1)	15.3	61 (1)						
	警 察 官		178	117 (2)	29.3				117 (2)			
	大 卒 程 度 (職務経験者)		5	5	1.3	5						
就 職 氷 河 期 世 代 対 象		17	15	3.8	10	2		3				
合 計		464	330 (7)	82.5	180 (5)	18		132 (2)				
選 考	書 類 選 考	事 務 系		6	1.5	3	3					
		技 術 系		30	7.5	29			1			
		警 察 官		4	1				4			
		小 計		40	10.0	32	3		5			
	考 査 選 考	事 務 系		3	0.8	2	1					
		技 術 系		26	6.5	22	1		3			
		警 察 官		1	0.3				1			
		小 計		30	7.5	24	2		4			
合 計		0	70	17.5	56	5		9				
総 計		464	400 (7)	100.0	236 (5)	23		141 (2)				

※（ ）内は令和3年度採用試験合格者のうち、令和3年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 令和3年度昇任選考実施状況

任命権者		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
職位又は階級		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	13				2	15
	副部長級	32	4	2	1		39
	課長級	85	18	5	1	1	110
	小計	130	22	7	2	3	164
警察官	部長級			9			9
	警視			21			21
	小計			30			30
計		130	22	37	2	3	194

2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

1 給 与

(1) 改定方針

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、県内の民間事業所においては、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年比べて減少しているものの、一般の従業員（係員）について、80%を超える事業所が定期昇給を実施していることに加え、20%を超える事業所が初任給の引上げやベースアップを実施しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きもみられる。

こうした中、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を上回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を上回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した。

月例給については、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないことが適当と判断した。また、特別給については、民間との較差に見合う引下げを行うことが適当と判断した。

高齢層職員の昇給制度について、国や多くの都道府県では、55歳を超える職員は標準の成績では昇給しないこととなっている。

このことについて、本委員会では、昨年11月の報告において、「地方公務員の定年引上げを見据え、本県においても、60歳前の給与カーブを含む高齢層職員の給与水準の在り方等について、引き続き検討していく必要がある。」としたところである。

本年6月に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が成立したことから、条例で定年を定めることとされている地方公務員についても、国家公務員と同様に段階的に定年を引き上げていくことになる。

そのため、本県においても、60歳を超える職員を含めた高齢層職員の昇給制度を一体的に考慮することが必要となっている。

また、本県における高齢層職員の給与水準は民間を上回っており、その差はこれまで一定程度縮小はしてきたものの、近年はほぼ横ばいの状況にある。

これらについて総合的に検討した結果、定年の段階的引上げの実施に合わせて、55歳を超える職員の昇給制度の見直しを行うことが適当と判断した。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 特別給

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、年間の

支給月数を4.30月とする。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。今年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

再任用職員、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げるものとする。

ロ 高齢層職員の昇給制度

定年引上げの実施等を踏まえ、令和5年4月1日以降における55歳を超える職員の昇給については、標準の勤務成績では行わないこととし（現行は2号俸の昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好な場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制することとする。

(3) 給与制度における今後の課題

イ 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

本年、人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行い、これに併せて、期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする報告を行った。これについては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等の動向を注視していくこととする。

ロ 定年引上げに伴う給与制度の見直し

定年の段階的引上げに係る国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）においては、当分の間の措置として60歳を超える職員の給与水準が60歳前の7割に設定された。

また、附則に検討条項が設けられ、政府は、給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、給与制度について、人事院において行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額等についての検討の状況を踏まえ、令和13年3月31日までに所要の措置を順次講ずることとされた。

これを受け、人事院においては、能力・実績を的確に反映させつつ、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等に係る基準の整備を始めとして、順次取組を進めていくこととしている。

本県においては、国における検討や取組を注視するとともに、地域の民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況について、継続的に把握しながら、適切な措置を検討していくこととする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けた人事運営

東日本大震災から10年余りが経過し、インフラの整備や災害に強いまちづくりなどのハード面については、多くの地域で事業が完了した一方、心のケアや地域コミュニティの再生・形成などのソフト面については、地域ごとの状況に差異があり、今後も中長期的な取

組が必要とされている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や多発化・大規模化する自然災害、少子高齢化や行政のデジタル化の推進への対応など、多様化・複雑化する行政課題に対し、職員には県民からの期待に応え、効果的で質の高い行政サービスを提供していくことが求められている。

こうした状況の中、今年度から県政運営の新たな指針となる「新・宮城の将来ビジョン」がスタートした。この新ビジョンに掲げる「富県躍進」を目指し、本県の持続可能な未来の実現に向けて様々な政策を推進していくためには、高い意欲と柔軟な思考力を持った職員を確保するとともに、職員一人一人の能力向上を図りながら、組織として知識や経験を共有し、承継していくことにより、組織全体の総合力を高めることが重要である。さらには、これまで以上に県民の理解を得ながら市町村、民間企業、NPO等の多様な主体と連携して事業に取り組むことが求められている。

そのためには、引き続き、「みやぎ人財育成基本方針※」に基づき、「創造性豊かで自律的に行動する職員」という目指すべき職員像の実現とともに、県組織の総合力の向上を目指して、計画的、効果的な各種職員研修を実施しながら、人材育成に注力していく必要がある。

また、職員の年齢構成や経験年数に留意しながら、将来を見据えて早い段階からのマネジメント力の育成のほか、昇任管理等も含め長期的な視点での人事運営について検討を重ねていくことが必要である。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 多様で有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

現在直面している新型コロナウイルス感染症の感染拡大を始め、多発化・大規模化する自然災害や、今後、本格化していく人口減少といった数多くの課題に対応し、県勢を更に発展させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力のある、多様で有為な人材を確保することが必要である。

今年度の採用試験については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、予定どおり適正かつ公正に実施しているところであり、昨年12月から本年1月にかけては、昨年度に引き続き就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を実施することとしている。

職員の採用に当たっては、従来から職員採用試験（大学卒業程度）等の第1次試験を東京と大阪においても実施し、受験者の利便性の向上に努めているところであり、県外会場における最終合格者は全体の1割から2割程度で推移するなど一定の成果が得られている。加えて、警察官A採用試験を5月と9月の年2回実施しているほか、受験上限年齢や試験区分等の応募要件を適宜見直し、応募者の確保に努めている。さらに、土木職は必要人員の確保が困難な状況が続いていることから、民間企業等で培った経験を生かし、即戦力として期待される職務経験者を対象とした採用試験を継続して実施しているところである。

しかし、近年、受験対象年齢人口の減少や、民間企業等における底堅い採用意欲、採用

活動の早期化等を背景に、全体的に応募者の減少傾向が続いており、一方で多様で柔軟な就労形態やワーク・ライフ・バランスの実現への社会的な関心も高まっている。

こうした状況を踏まえ、職員がそれぞれの働き方に応じて、やりがいを十分に感じることのできる職場環境づくりに取り組むとともに、公務の魅力や職員の働き方の具体的なイメージを積極的に発信することが必要となっている。

また、新たな行政課題に対応しながら、業務の効率化や生産性の向上を図り、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、全ての職員が活躍できる柔軟な働き方を実現し、組織の活性化を図ることに加え、優れた人材を確保していくことが求められる。特に、社会全体のデジタル化の動きを踏まえ、行政のデジタル化を推進していくには、創意工夫しながらデジタル技術を効果的に活用できる人材の確保、育成が必要である。

このため、多様な資質、経歴を有する人材の採用や、公正性を確保した上での民間企業等との人材の交流など、新たな知見を公務に取り込むことのできる仕組みについて、検討を進める必要がある。

女性の活躍推進については、本県の「第3期特定事業主行動計画」における目標数値であった職員採用試験受験者等の女性割合が令和元年度実績で初めて目標である40%を達成し、令和2年度もこれを達成した。令和3年4月1日からの「第4期特定事業主行動計画」においても継続・強化していくこととされており、今後も女性の採用試験受験の促進に向けた取組を進めていく必要がある。また、女性職員に対する仕事と家庭生活の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と多様な職務機会の付与による人材育成に取り組み、管理職への登用も視野に入れたキャリア形成をより一層支援していく必要がある。

なお、国では「第5次男女共同参画基本計画」において、男性職員も育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を促進することなどとしていることから、男女問わず働きやすい環境の整備を図るとともに、女性職員の活躍に資するような取組を推進する必要がある。

障害者雇用の推進については、これまで身体障害者のみを対象とした採用選考考査を実施してきたが、令和元年度から、精神障害者や知的障害者も受考できるように応募資格要件の見直しを行い、受験者の増加に取り組んできた。

本年からは、障害者の法定雇用率が0.1%引き上げられ、各任命権者は、いずれもこれを上回る障害者を雇用している。任命権者は、引き続き本委員会と連携し意欲と能力を持った障害者の雇用確保に努めるとともに、障害のある職員が働きやすい職域や業務を検討するなど、その能力や適性を最大限発揮できるよう取組を進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり、制度として定着してきているところである。

現在、国においては、本年4月に公表された「人事評価の改善に向けた有識者検討会」の報告書を受け、評語区分の細分化など人事評価制度の改正に向けた検討が行われており、これと並行して人事評価結果を任用や給与に適切に反映するための措置についての検討も行われていることから、その動向を注視していく必要がある。

職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、職員の士気や組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。

加えて、評価者である管理職員と被評価者である職員がコミュニケーションを図りながら業績の評価を行う人事評価のプロセスは、職員に気付きを与え、主体的な能力開発につながられるほか、管理職員のマネジメント能力の醸成にもつながるなど人材育成の有効な手段と考えられる。任命権者においては、これらの点についての認識を深め、管理職員が職員とのコミュニケーションの充実を図りながら、適切な人事管理を実践できるようサポートしていくことが求められる。

(4) 定年の引上げへの対応

前記のとおり、本年6月、地方公務員の定年を段階的に引き上げ、「役職定年制」、「定年前再任用短時間勤務制」等を導入する地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

この改正の趣旨を踏まえ、任命権者は、職員の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行う必要があるとされたところである。

今後、同様の改正が行われた国家公務員の定年の引上げ等に関する国の動向を注視しつつ、本県の状況を踏まえた制度設計等の検討を進め、円滑な実施のための準備を進めていく必要がある。

また、段階的な定年の引上げ期間中は暫定的に再任用制度が存置されることとなるため、引き続き本県の職務や任用の実態に即して、適切に運用していく必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

時間外勤務の縮減については、職員の健康面や公務能率等の観点から、これまでも本県における重要な課題としてきたが、特に令和元年度には、職員全体の時間外勤務が前年度より大幅に増加したため、対策を強化する必要があるとしたところである。

そのような中、令和2年度においては、職員一人当たりの時間外勤務は月平均17.8時間で、前年度に比べて1.0時間増加し、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の割合も前年度に比べ増加した。また、平成31年4月から導入した時間外勤務の上限規制における年間の上限時間でみると、他律的業務の比重が高い所属（年間上限720時間）では2.1%、その他の所属（年間上限360時間）では7.1%の職員が上限を超えて時間外勤務を行っている状況にある。

これらについては、新型コロナウイルス感染症や災害対応などの業務が増加したことが大きな要因として考えられる。業務負担の増加によって長時間勤務を行う状況が続けば、職員の健康上のリスクが憂慮されることから、各任命権者においては、時間外勤務の縮減に向けて、対策をより強化していくことが求められる。

また、県教育委員会の令和2年度の調査によると、県立学校において正規の勤務時間を除く在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は、前年度より減少している。

これについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業や部活動の縮小等の影響も要因として考えられるが、一方で、こうした状況下においても、いまだ一定数の教職員が長時間勤務を行っている実態がある。

県立学校においては、令和3年度から、ICカードによって出退勤を管理するシステムが導入されたところであり、今後は、当該システムを活用して教職員の勤務実態を把握し、勤務時間の適正化に向けた取組を推進していく必要がある。

メンタルヘルスについては、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化し、関係業務が拡大しており、これまで以上に職員の精神的負担の蓄積が懸念される。

令和2年度における精神疾患を起因とする病気休暇取得者数は、前年度より増加しており、また、各任命権者が設ける相談窓口におけるメンタルヘルス関係の相談も増加傾向にある。

各任命権者においては、これまでもストレスチェックを活用した健康管理や相談体制の整備等、職員の支援に取り組んできたところであるが、メンタル面に不安を抱えている職員に対しては、今後もきめ細かな支援を行っていくことが求められる。

職員の健康管理に当たっては、適度な休養や心身のリフレッシュ等を図るために、計画的に休暇を取得することができる環境が重要である。

年次有給休暇の取得状況については、近年、平均取得日数は増加傾向に改善しているが、取得日数が5日以下の職員が依然として一定数いる状況にある。

民間においては、平成31年4月から、使用者に対して、労働者に年5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられるなど、休暇取得に係る環境整備が進められている。こうした動きも踏まえ、任命権者においては、全ての職員が十分な休暇を取得できるよう、勤務実態や健康状態を考慮しながら、今後も、休暇を取得しやすい環境づくりを一層進めていく必要がある。

(2) 働き方改革の推進

職員の働き方改革について、本県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、在宅勤務及び時差勤務制度、ウェブ会議システムやモバイルワーク等が導入・拡充されるなど、取組が進められているところである。

社会全体において官民間問わず働き方改革が求められてきている中で、本県としても、より多様で柔軟な働き方の実現のため、国や他県において導入されているフレックスタイム制等の柔軟な勤務時間制度の導入に向けた検討を行っていく必要がある。

また、本県の情報化政策の基本的方針として策定された「みやぎ情報化推進ポリシー」においても、「デジタル化による働き方改革の推進」が重点目標とされたところであり、各任命権者においては、こうした行政事務の効率化にも積極的に取り組みながら、職員の働き方改革をより一層推し進めていくことが求められる。

(3) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化が急速に進む現代社会においては、年齢や性別などにかかわらず、全ての人がそれぞれの立場で社会に参画し、活躍できる環境の整備が重要である。本県においては、職員のワーク・ライフ・バランスの実現のため、育児や介護等と仕事の両立を支援するた

めの制度の整備に取り組んできている。

本年6月には、民間における仕事と育児等を両立できる環境整備を推進する観点から、育児や介護休業等に係る法改正が行われた。この動きを受け、人事院は、国家公務員における育児休業等の制度拡充に係る意見の申出を行うとともに、不妊治療のための休暇を新設することとしている。

本県においても、妊娠、出産、育児等と仕事の両立は、職員が安心して勤務を継続し、キャリアを形成していくための重要な課題として、これまでも各種支援制度の整備を積極的に進めてきており、本年4月には、国に先駆け、特別休暇として不妊治療休暇を制度化したところである。

引き続き、国の制度との均衡を考慮しながら、制度の充実に向けての検討を進めるとともに、今後の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正動向を注視しながら、適切な措置を講じる必要がある。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、必要な制度の整備とともに職場全体での制度趣旨に対する理解が不可欠である。各任命権者においては、支援が必要な職員に対する適切な情報提供や、職場における制度理解を推進するための普及啓発等を積極的に行い、職員が、安心して仕事と生活を両立させることができる環境づくりに、より一層取り組んでいく必要がある。

(4) 服務規律の徹底

本県職員は、公務に携わる者としての自覚や使命感、倫理観を保持し、常に気を引き締めて、自らの行動を律しながら、日々の職務に当たることが求められる。

令和2年度においては、前年度より減少したものの、窃盗や傷害、ハラスメントといった事由により、県全体で14人の職員が懲戒処分を受けている。

こうした懲戒処分事案が続くことは、公務員として求められる規範意識や遵法意識の欠如が疑われ、ひいては県政全体への信頼を失うことにつながりかねない事態となる。各任命権者においては、個々の職員が公務に携わる者として、常に高い倫理観を持って日々の職務に当たるよう、改めて服務規律の徹底を図り、不祥事の発生防止に努める必要がある。

昨年6月には、ハラスメント防止に係る関連法が改正され、事業主への対策の義務付けが強化されるなど、職場でのハラスメント防止に対する社会的要請は、これまで以上に高まっている。

本委員会としては、職員からのハラスメントに関する苦情相談が増加傾向にあることなども受けて、各任命権者に対し、個別の事案については適切な対応を求めるとともに、発生防止に向けた一層の取組を要請してきたところである。

各任命権者においては、「ハラスメント防止に関する要綱」等に基づいて取組を実施しているが、ハラスメントが様々な要因によって起こり得ること、また、各種ハラスメント行為が職員の健康や職場全体の公務能率に悪影響を与えることを認識した上で、職員一人一人の意識やモラルの向上に努めるなど、働きやすい職場環境づくりの一環として、ハラスメント防止対策に取り組むことが必要である。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

東日本大震災からの復興完遂を始め、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応、さらには、人口減少、少子高齢化など多様化・複雑化するあらゆる行政課題に対し、職員は不断の努力を重ねている。引き続き職員には、県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職員に適正な給与を支給することは、公務員給与に対する県民の信頼を確保するものであり、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勧 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

イ 令和3年12月期の支給割合

(イ) (ロ) 以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあつては、0.625月分）とすること。

(ロ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。

ロ 令和4年6月期以降の支給割合

(イ) (ロ) 以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分）とすること。

(ロ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分)とすること。

(2) 昇給制度

55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した職員(当該年齢に既に達している職員を含む。)に関する当該年齢に達した日の属する年度の翌年度以後における昇給について、職員の給与に関する条例第5条第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のロ、2の(2)及び3の(2)については令和4年4月1日から、1の(2)については令和5年4月1日から実施すること。

3 公平審査事務

職員の基本的な権利として、経済的権利を支える勤務条件に関する措置要求権と身分保障を支える不利益処分に対する審査請求権があり、これらの権利を保障する機関として、本委員会は、本県職員及び公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出された「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の事案に係る公平審査を行っている。

また、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談への対応を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

令和3年度における勤務条件に関する措置の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

（令和4年3月31日現在）

事 案 名	措置要求年月日	措置要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及び処理経過等
令和3年(措)第1号事案	4.1.28	知事部局員 職	ハラスメント対策の実施	審査中

(2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

審査請求があった場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めるときにはその処分を承認し、当該処分を違法又は不当と認めるときにはその処分を取り消し、又は修正する裁決を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

令和3年度における審査請求の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

(令和4年3月31日現在)

事 案 名	審 査 請 求 日 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
令和2年(審) 第1号事案	2.10.22	教育委員会 職 員	教育委員会	依 願 免 職	退職願提出に 伴 う 承 認	3. 6. 3 取下げ

○ 市町村等

(令和4年3月31日現在)

事 案 名	審 査 請 求 日 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
令和2年(審) 第2号事案	2.10.29	受 託 団 体 員 職	受託団体の長	減 給 6 月	法 令 違 反 職 務 命 令 違 反	4. 3. 23 処 分 承 認
令和2年(審) 第3号事案	3. 1. 7	受 託 団 体 員 職	受託団体の長	減 給 3 月	法 令 違 反 職 務 命 令 違 反	4. 3. 23 処 分 承 認
令和2年(審) 第4号事案	3. 2. 19	受 託 団 体 員 職	受託団体の長	戒 告	職 務 命 令 違 反 信 用 失 墜 行 為	審 査 中

(3) 職員の苦情処理（地方公務員法第8条第1項第11号・第2項第3号関係）

苦情相談は、勤務条件その他の人事管理に関する悩みや苦情についての相談を受け付け、職員が将来に向けてその職場において安心して職務に専念できるようにすることを目的に実施している。

令和3年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	7	3	10
給 与 関 係	1	1	2
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	3	8	11
厚 生 ・ 福 祉 関 係	1	0	1
公 平 審 査 関 係	0	1	1
ハ ラ ス メ ン ト 関 係	4	7	11
そ の 他	7	0	7
合 計	23	20	43

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、令和4年4月1日現在、次の49団体の事務を受託している。

- (1) 市 町 村 12市, 20町, 1村 計33団体
- (2) 一部事務組合 15団体
- (3) 広域連合 1団体

受 託 団 体 名						
(市)		(町)			(村)	
塩竈市	岩沼市	蔵王町	丸森町	大和町	女川町	大衡村
気仙沼市	登米市	七ヶ宿町	亘理町	大郷町	南三陸町	
白石市	栗原市	大河原町	山元町	色麻町		
名取市	東松島市	村田町	松島町	加美町		
角田市	大崎市	柴田町	七ヶ浜町	涌谷町		
多賀城市	富谷市	川崎町	利府町	美里町		
(一部事務組合)				(広域連合)		
石巻地区広域行政事務組合		宮城東部衛生処理組合		宮城県後期高齢者医療広域連合		
仙南地域広域行政事務組合		白石市外二町組合				
大崎地域広域行政事務組合		宮城県市町村非常勤消防団員				
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		補償報償組合				
黒川地域行政事務組合		塩釜地区消防事務組合				
亘理地区行政事務組合		宮城県市町村職員退職手当組合				
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合		宮城県市町村自治振興センター				
亘理名取共立衛生処理組合		加美郡保健医療福祉行政事務組合				

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項，第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（令和4年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	3年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○		
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○	役員変更	
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○	役員変更	
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○	役員変更 規約変更	
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○		
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更 規約変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町		役員変更	
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町			
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町		役員変更	
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○	役員変更	
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町		役員変更 規約変更	
39	白石市職員組合	62.4.1	白石市	○		
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H 6.11.29	石巻市	○	役員変更	

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	3年度中の変更登録状況	備考
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙 台 市	○	役員変更 規約変更 所在地変更	
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市		登録取消	※気仙沼市病院事業が地方公営企業法の全部適用となったことに伴い、登録を取り消したものの。
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩 沼 市	○	役員変更	
45	亙理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩 沼 市		役員変更 規約変更	
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大 崎 市	○	役員変更 規約変更	
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名 取 市		役員変更 規約変更	
50	大郷町職員組合	24. 12. 18	大 郷 町	○	役員変更 規約変更	
51	公立刈田綜合病院職員組合	26. 3. 27	白 石 市	○	役員変更	
52	塩釜市職員労働組合	29. 4. 1	塩 竈 市		役員変更	
53	大崎市職員労働組合	30. 4. 1	大 崎 市	○	役員変更	

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第54条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和53年9月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の1団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（令和4年3月31日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮 城 県 本 部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町7番23号	混合連合団体

7 勤務時間等関係事務

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）の規定に基づき、職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議、特別休暇等の承認を行うこととなっているが、令和3年度において承認等はなかった。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）、職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則9-1）の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する特例について、任命権者が特に必要と認めた場合、本委員会が定めることとなっているが、令和3年度において定めた特例は次のとおりである。

年月日	対象職員等	根拠規定
3.6.17	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合及び当該予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、任命権者が必要と認める期間	人事委員会規則9-1 第1条第7号

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、時間外・休日労働に関する協定届の受理（第 36 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局	
		総務部	公務研修所、公文書館
		復興・危機管理部	消防学校、環境放射線監視センター
		環境生活部	保健環境センター
		保健福祉部	高等看護学校、子ども総合センター
		経済商工観光部	産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校
		農政部	農業大学校、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場
		水産林政部	水産技術総合センター（漁業調査指導船「みやしお」、漁業調査指導船「開洋」を除く。）、水産技術総合センター気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、林業技術総合センター
		教育委員会	文化財課分室、総合教育センター、視覚支援学校（寄宿舎を除く。）、聴覚支援学校及び分校（2）（寄宿舎を除く。）、支援学校及び分校（22）（寄宿舎を除く。）、高等学校、分校及び寄宿舎（74）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館
		警察本部	警察学校

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 復興・危機管理部 企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農政部 水産林政部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中県税事務所扇町出張所 防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台，北部，東部，気仙沼），地方振興事務所地域事務所（栗原，登米），計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病虫害防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部） 漁業取締船（うみわし，うみたか） 気仙沼土木事務所弘川ダム管理事務所，東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所，地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢，岩堂沢，二ツ石），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田，栗駒）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，気仙沼）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課（運転免許センターを含む。），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。），機動隊，警察署（25）（交番，駐在所及び警備派出所を含む。）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(令和4年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造, 改造, 加工, 修理, 洗浄, 選別, 包装, 装飾, 仕上, 販売のためにする仕立, 破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	広域水道事務所(大崎, 仙南・仙塩), 広域水道事務所工業用水道管理事務所, 下水道事務所(中南部, 東部)
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木, 建築その他工作物の建設, 改造, 保存, 修理, 変更, 破壊, 解体又はその準備の事業	知事部局 農 政 部 土 木 部	王城寺原補償工事事務所 土木事務所(大河原, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 土木事務所地域事務所(栗原, 登米), 港湾事務所(仙台塩釜, 石巻)
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産, 養蚕又は水産の事業	知事部局 水 産 林 政 部	水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」, 「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	知事部局 環 境 生 活 部 保 健 福 祉 部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所(仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 保健福祉事務所地域事務所(栗原, 登米), 仙台保健福祉事務所支所(岩沼, 黒川), 中央児童相談所一時保護班, さわらび学園, 精神保健福祉センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎, 聴覚支援学校寄宿舎, 船岡支援学校寄宿舎, 支援学校小牛田高等学園寄宿舎, 支援学校岩沼高等学園寄宿舎, 支援学校女川高等学園寄宿舎
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業	知事部局 経 済 商 工 観 光 部	松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮(5)
官公署		企 業 局	本局

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事務処理について

労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事務処理の状況は、次のとおりである。(令和3年度中に報告書等が提出されたものに限る。)

① 労働基準法に基づく事務処理 (労働基準法第20条・第33条・第36条・第41条関係)

手 続 の 種 類	知事	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外認定	—	—	—	—
時間外・休日労働に関する協定届	22	97	1	120
継続的な宿直又は日直勤務許可	—	—	—	—
非常災害等の理由による労働時間延長申請・届	9	—	—	9

② 労働安全衛生法に基づく事務処理 (労働安全衛生法第100条関係)

手 続 の 種 類	知事	教育委員会	警察本部	計		
総括安全衛生管理者選任報告	—	—	1	1		
安全管理者選任報告	—	—	—	—		
衛生管理者選任報告	6	34	11	51		
産業医選任報告	—	4	1	5		
健康診断 結果報告	一 般	定 期	1	1	1	3
	特 殊	有 機 溶 剤	10	—	1	11
		鉛	—	—	4	4
		特定化学物質	8	—	1	9
		高 気 圧	—	—	1	1
		電 離 放 射 線	9	2	2	13
		じ ん 肺	1	—	—	1
指 導 勸 奨	4	1	4	9		
ストレスチェック結果等報告	1	3	1	5		
事 故 報 告	—	—	—	—		
労働者死傷病報告	3	6	10	19		
機械等設置届・報告 (特定機械以外)	3	0	3	6		

(3) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法や関係規則の規定により人事委員会がボイラー等の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査等については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	3	7	21	5	33	7	21	5	33
	2	7	21	5	33	7	21	5	33
第一種圧力容器	3	5	13	1	19	5	13	1	19
	2	5	13	1	19	7	13	1	21
ゴ ン ド ラ	3	3	2	0	5	3	2	0	5
	2	3	2	0	5	3	2	0	5
ク レ ー ン 等	3	0	2	0	2	0	0	0	0
	2	0	2	0	2	0	2	0	2
計	3	15	38	6	59	15	36	6	57
	2	15	38	6	59	17	38	6	61

(注1) 本表中の「設置基数」については令和4年3月31日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については令和3年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条・第 100 条関係）

手 続 の 種 類	機 械 の 種 類	事 業 場 数	件 数
設 置 届	—	—	—
設 置 報 告 書	—	—	—
落 成 検 査	—	—	—
変 更 検 査	第一種圧力容器	1	1
使 用 再 開 検 査	—	—	—

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第 38 条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	内容積	設置届受理年月日	落成検査年月日
—	—	—	—	—	—

④ ボイラー等の廃止届等の状況（労働安全衛生法第 88 条・第 100 条関係）

手続の種類	機械の種類	事業場数	件数
廃止届	—	—	—
	—	—	—
変更届	第一種圧力容器	1	1
休止届	—	—	—

⑤ その他の手続の処理状況（労働安全衛生法第 39 条関係）

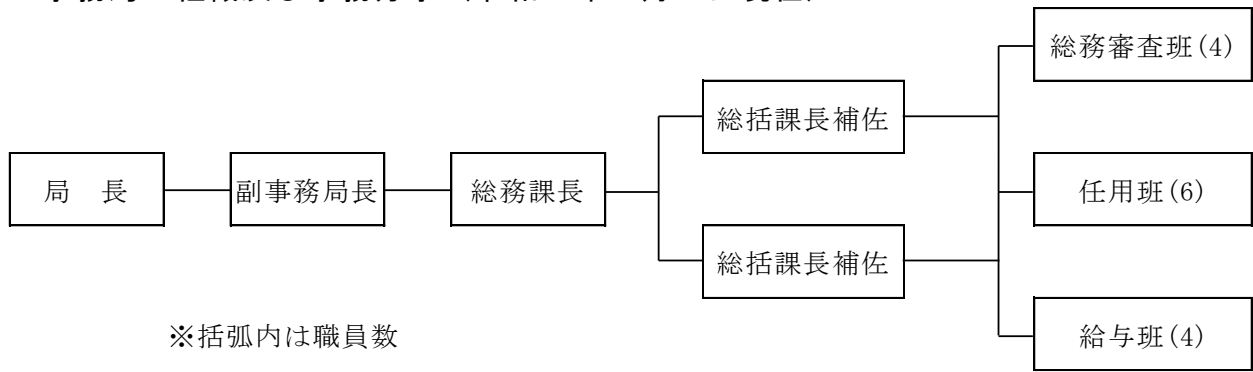
手続の種類	機械の種類	件数
検査証交付	—	—
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(参考資料) 新型コロナウイルス感染症関係の対応

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、各事業において、次のとおり対応した。

1 職員採用試験等関係
<ul style="list-style-type: none">職員採用試験当日における感染防止対策の徹底（受験者の検温，試験室内の換気，施設の消毒等）応募者確保に係る活動におけるオンラインによる説明会の導入
2 給与関係
<ul style="list-style-type: none">民間給与実態調査における通信による調査方法の導入通信による調査時の事業所用回答ツールの導入
3 勤務条件関係（勤務時間・休暇等）
<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職務専念義務の免除（特例）の適用（令和3年6月17日人事委員会承認）新型コロナウイルス感染症に関する業務等やむを得ない理由により，期間内に夏季休暇を取得できない場合における取得期間の1か月の延長（令和3年8月18日規則改正，同月20日公布）

◎ 事務局の組織及び事務分掌（令和4年4月1日現在）



総 務 審 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他の人事及び研修に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関する事。 5 予算，決算その他の会計事務に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 広報に関する事。 8 人事委員会規則等の制定及び改廃に関する事。 9 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 10 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する事。 11 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 12 職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。 13 職員団体等の登録等に関する事。 14 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関する事。 15 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事。 16 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。 17 職員の苦情の処理に関する事。 18 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事。 19 職員の退職管理に関する事。 20 他の班の所管に属しない事務に関する事
任 用 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事。 2 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事。 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事。 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事。 6 職員の競争試験及び選考に関する事。 7 職員の人事評価に関する事。 8 職員の研修に関する事。
給 与 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること。 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること。 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関する事。 5 職員に対する給与の支払の監理に関する事。

